

設備投資に係る新たな固定資産税特例について

平成30年2月

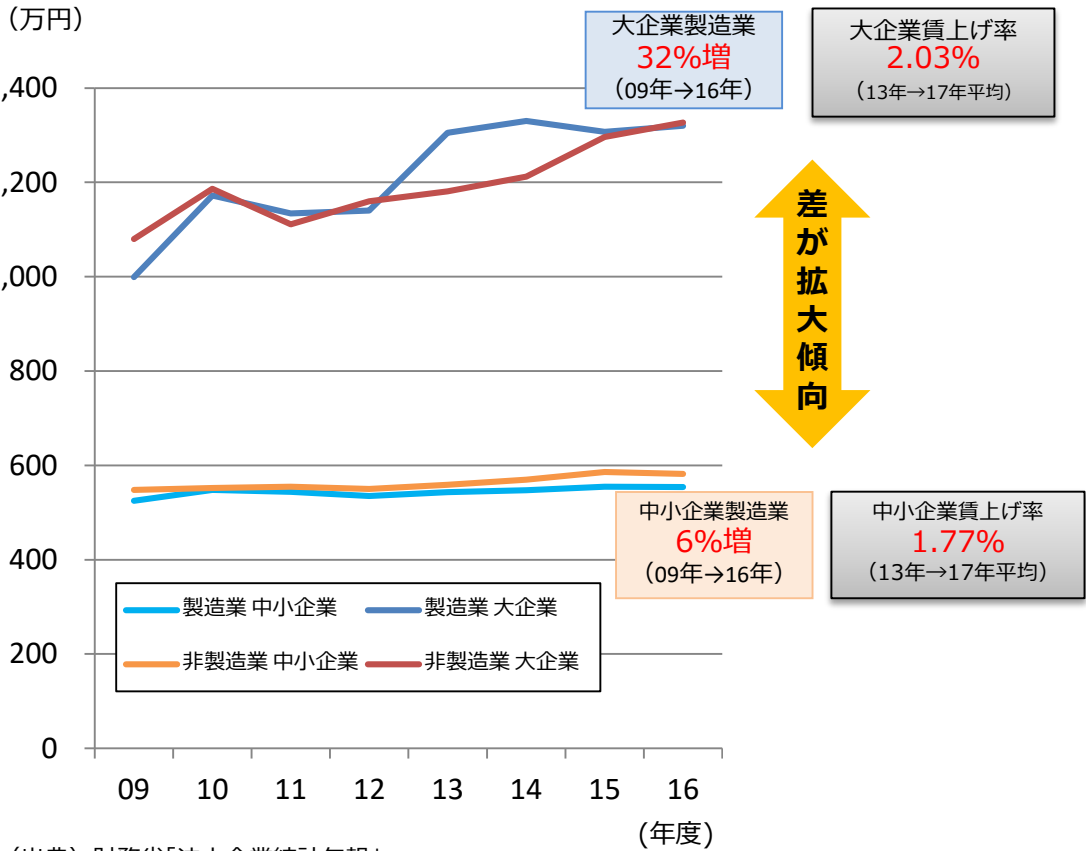
経済産業省

中小企業庁

中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性

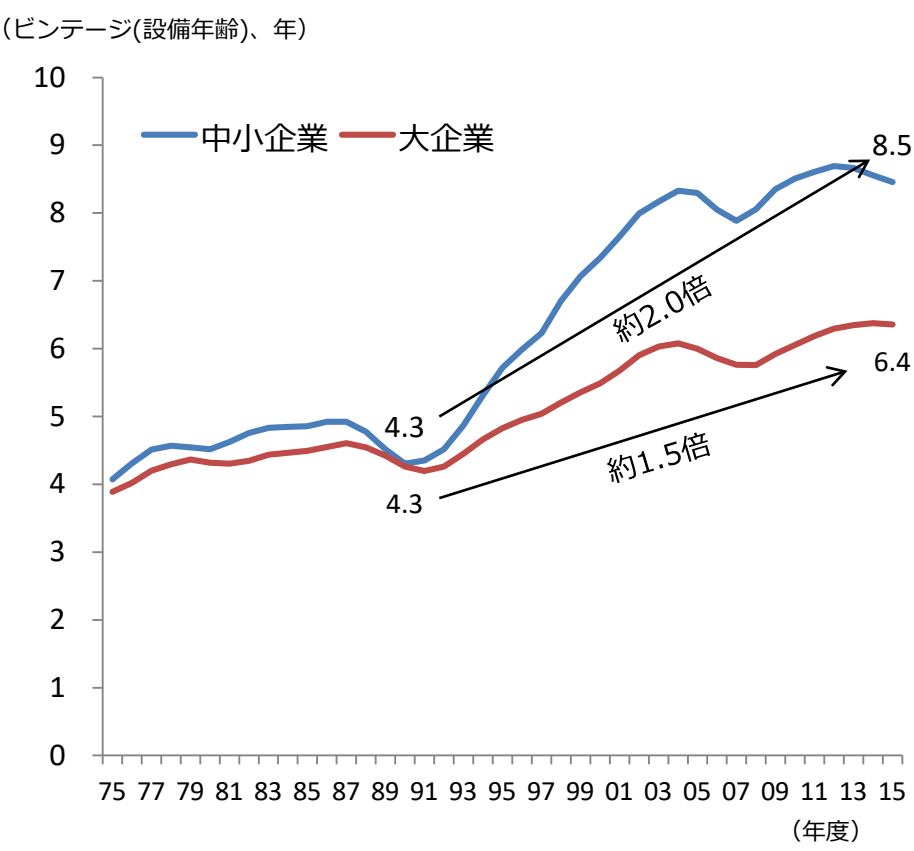
- 中小企業の業況は回復傾向であるが、**労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向**にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、**少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。**

労働生産性の推移と賃上げ率



(出典) 財務省「法人企業統計年報」
(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

企業規模別設備年齢の推移



(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より
(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。 1

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 （固定資産税）

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

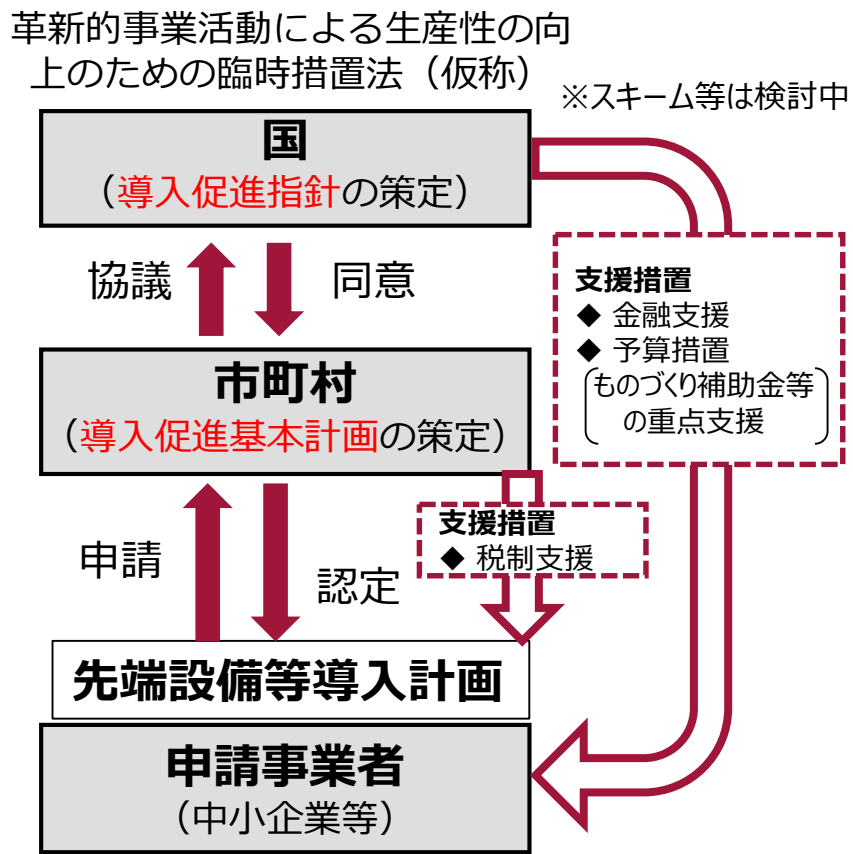
特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
（導入により、労働生産性が年平均 3 %以上向上する設備投資）
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
（生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資）
※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3 年間、ゼロ以上 1 / 2 以下で市町村の条例で定める割合とする。
※基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定
- 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。（削除規定は平成31年 4 月 1 日施行）

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）①

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】



対象者 ※ 1	中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均 3 %以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※ 2
対象設備 ※ 1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 %以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（※ 3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3 年間 ゼロ～1 / 2（※ 4）に軽減

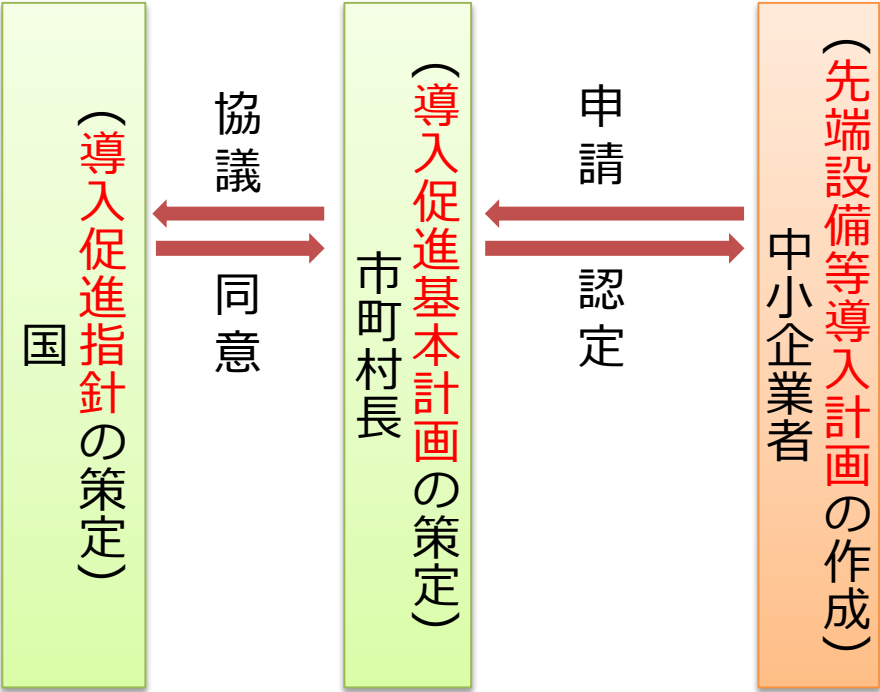
※ 1 市町村によって異なる場合あり ※ 2 市町村内で地域指定がある場合あり
※ 3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※ 4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

ものづくり補助金等の運用について

- 「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を強力に後押しするため、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。

新法スキーム案



補助事業の一覧

補助事業	概要	予算規模 30当初・29補正
ものづくり・サービス補助金	中小企業のロボット導入など生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援	1, 0 0 0 億円
持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組を支援	1 0 0 億円
サポイン補助金	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援	1 3 0 億円
IT導入補助金	中小企業のIT導入により、バックオフィス業務の効率化や売上向上を支援	5 0 0 億円

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）②－1

- 革新的事業活動による生産性の向上のための臨時措置法（仮称）において検討している法定計画等は以下のとおり。
- なお、同法は検討段階のものであり、今後、変更される可能性はある。

国、市町村及び中小企業者等が策定することを想定している法定計画等のイメージ

①導入促進指針

主体：国

項目：①先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

- ・計画期間（3年間）
- ・事業の生産性向上に係る目標（労働生産性年3%以上向上）

②先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

③その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

※先端設備等については、次の事項を省令で規定することを想定

- 設備の種類（機械装置・器具备品等）
- 設備の性能（生産性が旧モデル比で年1%以上向上）
- 設備の販売開始時期
- 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する先端設備等であること

国、市町村及び中小企業者等が策定することを想定している法定計画等のイメージ

②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

項目：①先端設備等の導入の促進の目標

②先端設備等の種類

③先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

④計画期間

⑤その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。

- 国の導入促進指針に適合すること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資すること。

国、市町村及び中小企業者等が策定することを想定している法定計画等のイメージ

③先端設備等導入計画

主体：中小企業者等

項目：①先端設備等の種類及び導入時期

- ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要

例）機械の種類、型番、設置場所等

※生産性が旧モデル比で年1%以上向上することを工業会証明書を添付することにより確認

②先端設備等導入の内容

- ・事業の内容及び実施時期
- ・労働生産性の向上に係る目標

③先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年3%以上向上するかについて確認し、確認書を発行。中小企業者等は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に合致するときは、その認定をするものとする。

- 導入促進指針及び導入促進基本計画に適合すること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

固定資産税特例普及の想定スケジュール

